



和歌山市公報

令和6年（2024年）3月15日
第1771号

発行所 和歌山市役所
発行日 毎月 1日 15日

目次

【規則】

番号

10	和歌山市財務規則の一部を改正する規則	（高齢者・地域福祉課）	2
11	議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則	（人事課）	2
12	和歌山市漁港管理条例施行規則の一部を改正する規則	（農林水産課）	2

【告示】

87	放置自転車等の処分	（まちなみ景観課）	3
88	放置自転車等の処分	（まちなみ景観課）	3
89	自転車等の移動及び保管	（まちなみ景観課）	4
90	自転車等の移動及び保管	（まちなみ景観課）	5
91	放置自転車等の処分	（まちなみ景観課）	5
92	介護保険法の規定による事業を廃止する旨の届出	（指導監査課）	6
93	介護保険法の規定による事業を廃止する旨の届出	（指導監査課）	7
94	介護保険法施行規則の規定による事業を廃止する旨の届出	（指導監査課）	7
95	介護保険法の規定による指定居宅サービスに係る指定、指定居宅介護支援に係る指定及び指定介護予防サービスに係る指定	（指導監査課）	8
96	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による指定特定相談支援事業者の指定	（指導監査課）	8
97	公示送達（令和5年度国民健康保険料の還付通知書）	（国保年金課）	8
98	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による指定障害福祉サービス事業者の指定	（障害者支援課）	9
99	児童福祉法の規定による指定障害児通所支援事業者の指定	（障害者支援課）	9
100	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による指定自立支援医療機関の指定	（障害者支援課）	9

【公告】

○	開発行為に関する工事の完了	（都市計画課）	10
○	市有財産売却公告	（管財課）	10
○	道路位置の指定の取消し	（建築指導課）	11
○	道路の変更	（建築指導課）	12
○	建道路位置の指定	（建築指導課）	12

【選挙管理委員会告示】

8	選挙管理委員会の招集	（選挙管理委員会事務局）	12
---	------------	--------------	----

【教育委員会規則】

- 1 和歌山市民図書館条例施行規則及び和歌山市コミュニティセンター条例施行規則
の一部を改正する規則・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（教育政策課） 12

【 教育委員会告示 】

- 4 和歌山市教育委員会定例会・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（教育政策課） 17

【 農業委員会公告 】

- 農業委員会総会の招集・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（農業委員会事務局） 17
○ 農用地利用集積計画の縦覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（農業委員会事務局） 18

【 企業局告示 】

- 6 和歌山市企業局指定給水装置工事事業者として指定の更新がされた者・・・・・・・・（企業総務課） 18

【 消防局訓令 】

- 2 和歌山市消防局警防規程の一部を改正する規程・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（警防課） 19

【 規 則 】

和歌山市財務規則の一部を改正する規則を公布する。

令和6年3月13日

和歌山市長 尾花正啓

和歌山市規則第10号

和歌山市財務規則の一部を改正する規則

和歌山市財務規則（昭和39年規則第15号）の一部を次のように改正する。

第54条に次の1号を加える。

（18）物価高騰重点支援給付金

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

（令和6年3月13日揭示済）

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和6年3月15日

和歌山市長 尾花正啓

和歌山市規則第11号

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（昭和43年規則第8号）の一部を次のように改正する。

第7条の2第2号中「、同法第66条」を「又は同法第66条」に改め、「又は売春防止法（昭和31年法律第118号）第17条の規定による補導処分として婦人補導院に収容されている場合」を削る。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

（令和6年3月15日揭示済）

和歌山市漁港管理条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和6年3月15日

和歌山市長 尾花正啓

和歌山市規則第12号

和歌山市漁港管理条例施行規則の一部を改正する規則

和歌山市漁港管理条例施行規則（昭和48年規則第9号）の一部を次のように改正する。

第9条中「漁港漁場整備法施行令」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律施行令」に、「漁港漁場整備法施行規則」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律施行規則」に改める。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

（令和6年3月15日揭示済）

【 告 示 】

和歌山市告示第87号

和歌山市放置自動車及び放置船舶の発生の防止及び適正な処理に関する条例（平成5年条例第24号）第16条の規定に基づき、所有者等からの引取りのない放置自動車を次のとおり処分するので、同条の規定により告示する。

令和6年3月5日

和歌山市長 尾花正啓

- 1 放置場所、移動し、保管した年月日、自動車の種類等、保管場所の所在地及び移動し、保管した旨を告示した年月日

放置場所	移動し、保管した年月日	自動車の種類等		保管場所の所在地	移動し、保管した旨を告示した年月日
		車種	色		
和歌山市西浜1660番地401号 和歌山市中央卸売市場総合食品センター駐車場	令和5年12月6日	ダイハツミラ	シルバー	和歌山市和佐中112	令和5年12月12日

- 2 処分理由

和歌山市放置自動車及び放置船舶の発生の防止及び適正な処理に関する条例第16条に該当したため

- 3 処分年月日

令和6年3月6日

- 4 問い合わせ先

和歌山市都市建設局都市計画部まちなみ景観課 電話 435-1082

（令和6年3月5日揭示済）

和歌山市告示第88号

和歌山市放置自動車及び放置船舶の発生の防止及び適正な処理に関する条例（平成5年条例第24号）第16条の規定に基づき、所有者等からの引取りのない放置自動車を次のとおり処分するので、同条の規定により告示する。

令和6年3月5日

和歌山市長 尾花正啓

- 1 放置場所、移動し、保管した年月日、自動車の種類等、保管場所の所在地及び移動し、保管した旨を告示した年月日

放置場所	移動し、保管した年月日	自動車の種類等		保管場所の所在地	移動し、保管した旨を告示した年月日
		車種	色		
和歌山市有本字上新田797番	令和5年	ホンダ モ	白	和歌山市和佐中	令和5年12月12日

1 地先から和歌山市松島字中新田558番地先（紀の川第9緑地 駐車場内）	12月6日	ビリオ		112	日
--------------------------------------	-------	-----	--	-----	---

2 処分理由

和歌山市放置自動車及び放置船舶の発生の防止及び適正な処理に関する条例第16条に該当したため

3 処分年月日

令和6年3月6日

4 問い合わせ先

和歌山市都市建設局都市計画部まちなみ景観課 電話 435-1082

（令和6年3月5日揭示済）

和歌山市告示第89号

和歌山市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年条例第9号）第9条第2項の規定に基づき、放置禁止区域内に放置されていた自転車等を移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示する。

令和6年3月7日

和歌山市長 尾花正啓

1 放置されていた場所及び移動し、保管した年月日

放置されていた場所	移動し、保管した年月日
JR和歌山駅中央口周辺自転車等放置禁止区域	令和6年2月17日及び同月26日
JR和歌山駅東口周辺自転車等放置禁止区域	令和6年2月21日及び同月29日
南海和歌山市駅前周辺自転車等放置禁止区域	令和6年2月19日

2 移動し、保管した理由

和歌山市自転車等の放置の防止に関する条例第9条第2項に該当したため

3 保管場所

名称 紀和駅前自転車等保管所

所在地 和歌山市宇治家裏167番1

電話 422-4100

4 返還を受けるために必要なもの

- (1) 自転車等の鍵
- (2) 住所及び氏名を確認できるもの
- (3) 印鑑
- (4) 費用

自転車	1台につき	2,500円
原動機付自転車 普通自動二輪車 大型自動二輪車	1台につき	4,000円

5 返還できる日時等

(1) 返還日

月曜日から土曜日までの日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに1月2日、同月3日及び12月29日から同月31日までの日を除く。）

(2) 返還時間

午前9時から午後6時まで

(3) その他

(1) 及び (2) にかかわらず、天災地変により返還できないときもある。

6 問い合わせ先

和歌山市都市建設局都市計画部まちなみ景観課 電話435-1082

（令和6年3月7日揭示済）

和歌山市告示第90号

和歌山市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年条例第9号）第9条の2第2項の規定に基づき、放置禁止区域外に放置されていた自転車等を移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示する。

令和6年3月7日

和歌山市長 尾花正啓

1 放置されていた場所及び移動し、保管した年月日

放置されていた場所	移動し、保管した年月日
和歌山市内一円市道上、無料駐輪場、城東公園及び岡崎駅前団地第三公園	令和6年2月16日、同月20日、同月21日、同月26日及び同月28日

2 移動し、保管した理由

和歌山市自転車等の放置の防止に関する条例第9条の2第2項に該当したため

3 保管場所

名称 紀和駅前自転車等保管所

所在地 和歌山市宇治家裏167番1

電話 422-4100

4 返還を受けるために必要なもの

- （1）自転車等の鍵
- （2）住所及び氏名を確認できるもの
- （3）印鑑
- （4）費用

自転車	1台につき	2,500円
原動機付自転車 普通自動二輪車 大型自動二輪車	1台につき	4,000円

5 返還できる日時等

(1) 返還日

月曜日から土曜日までの日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに1月2日、同月3日及び12月29日から同月31日までの日を除く。）

(2) 返還時間

午前9時から午後6時まで

(3) その他

(1) 及び (2) にかかわらず、天災地変により返還できないときもある。

6 問い合わせ先

和歌山市都市建設局都市計画部まちなみ景観課 電話435-1082

（令和6年3月7日揭示済）

和歌山市告示第91号

和歌山市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年条例第9号）第10条第3項の規定に基づき、利用者又は所有者から引取りのない自転車等を次のとおり処分するので、同条第4項の規定により告示する。

令和6年3月7日

和歌山市長 尾花正啓

- 1 処分理由
移動し、保管した旨を告示した日から起算して90日を経過したが、引取りがないため
- 2 処分年月日
令和6年3月8日
- 3 処分自転車等の放置されていた場所、移動し、保管した年月日及び移動し、保管した旨を告示した年月日

放置されていた場所	移動し、保管した年月日	移動し、保管した旨を告示した年月日
JR和歌山駅中央口周辺 自転車等放置禁止区域	令和5年11月17日	令和5年12月7日
JR和歌山駅東口周辺自 転車等放置禁止区域	令和5年11月22日	令和5年12月7日
南海和歌山市駅前周辺自 転車等放置禁止区域	令和5年11月20日	令和5年12月7日
和歌山市内一円市道上、 無料駐輪場及び美園公園	令和5年11月17日、同月20日、 同月21日、同月22日、同月27日 及び同月28日	令和5年12月7日

- 4 処分自転車等の保管場所
名称 紀和駅前自転車等保管所
所在地 和歌山市宇治家裏167番1
電話 422-4100

(令和6年3月7日揭示済)

和歌山市告示第92号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項、第82条第2項及び第115条の5第2項の規定による事業を廃止する旨の届出があったので、同法第78条、第85条及び第115条の10の規定により次のとおり告示する。

令和6年3月15日

和歌山市長 尾花正啓

介護保険事業者番号	事業者の名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	廃止年月日
30501 80136	医療法人弘愛会	介護老人保健施設こすも 和歌山市つつしが丘7丁目3番地2	訪問リハビリテーション 介護予防訪問リハビリテーション	令和6年2月1日
30701 11921	菜の花株式会社	居宅介護支援菜の花 和歌山市狐島628-69	居宅介護支援	令和6年2月4日
30701 07382	菜の花株式会社	訪問介護ヘルパーステーション ナノハナ 和歌山市狐島628-69	訪問介護	令和6年2月4日
30701 05220	有限会社きのした メディカルサービス	デイサービスかがやき 和歌山市禰宜920-1	通所介護	令和6年2月20日
30701 10634	株式会社恵み	訪問介護ステーションおり鶴 和歌山市中之島375-9	訪問介護	令和6年2月29日
30701	川福石油株式会	ケアプラン優々	居宅介護支援	令和6年2月

14214	社	和歌山市吉礼83-1 リバー サイドV102号室		29日
30601 91214	川福石油株式会 社	訪問看護ステーション優々 和歌山市吉礼83-1 リバー サイドV102号室	訪問看護 介護予防訪問看護	令和6年2月 29日

(令和6年3月15日揭示済)

和歌山市告示第93号

介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の5第2項の規定による事業を廃止する旨の届出があったので、同法第78条の11の規定により次のとおり告示する。

令和6年3月15日

和歌山市長 尾花正啓

介護保険事業者番号	事業者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名及び住所	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	廃止年月日
30717 00490	株式会社インテック 和歌山県紀の川市貴志川町前田197番地の4 中西良平 和歌山県紀の川市貴志川町前田191番地	デイサービスひまわり 和歌山県紀の川市貴志川町神戸28番地の1	地域密着型 通所介護	令和6年2月10日
30901 01506	有限会社まついコーポレーション 和歌山市砂山南4丁目1番37号 松井由美子 大阪府泉南市信達市場1693-2	まつい訪問看護ステーションメイプル 和歌山市西浜1223番地18	地域密着型 通所介護	令和6年2月29日

(令和6年3月15日揭示済)

和歌山市告示第94号

介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の62の3第2項第4号の規定による事業を廃止する旨の届出があったので、和歌山市介護予防・日常生活支援総合事業に係る第1号事業に関する規則（平成28年規則第94号）第16条の規定により次のとおり告示する。

令和6年3月15日

和歌山市長 尾花正啓

介護保険事業者番号	事業者の名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	廃止年月日
30701 07382	菜の花株式会社	訪問介護ヘルパーステーション ナノハナ 和歌山市狐島628-69	予防給付型訪問サービス 生活支援型訪問サービス	令和6年2月4日
30717 00490	株式会社インテック	デイサービスひまわり 和歌山県紀の川市貴志川町神戸28番地の1	予防給付型通所サービス	令和6年2月10日
30701 05220	有限会社きのした メディカルサービス	デイサービスかがやき 和歌山市禰宜920-1	予防給付型通所サービス	令和6年2月20日
30901 01506	有限会社まついコーポレーション	まつい訪問看護ステーションメイプル 和歌山市西浜1223番地18	予防給付型通所サービス	令和6年2月29日

(令和6年3月15日揭示済)

和歌山市告示第95号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の指定居宅サービスに係る指定及び第53条第1項本文の指定介護予防サービスに係る指定をしたので、同法第78条及び第115条の10の規定により次のとおり告示する。

令和6年3月15日

和歌山市長 尾花正啓

介護保険事業者番号	事業者又は開設者の名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	指定年月日
30601 91487	株式会社Helio	訪問看護ステーションひだまり 和歌山市有本180番地17	訪問看護 介護予防訪問看護	令和6年3 月1日
30601 91495	合同会社m&m	あんど訪問看護 和歌山市吉礼83-1 リバー サイドV102号	訪問看護 介護予防訪問看護	令和6年3 月1日
30701 14719	特定非営利活動法人 恵み	訪問介護ステーション恵み 和歌山市加納428-7 グリ ーングラスB棟110	訪問介護	令和6年3 月1日
30701 14735	ライフカンパニー株 式会社	ヘルパーステーションナチュレ 和歌山市北新金屋丁76-8	訪問介護	令和6年3 月1日
30701 14727	日本商事株式会社	レッツ倶楽部紀州ふきあげ 和歌山市吹上2丁目3番37号 M・吹上1階	通所介護	令和6年3 月1日

(令和6年3月15日揭示済)

和歌山市告示第96号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の45の3第1項の第1号事業に係る指定をしたので、和歌山市介護予防・日常生活支援総合事業に係る第1号事業に関する規則（平成28年規則第94号）第16条の規定により次のとおり告示する。

令和6年3月15日

和歌山市長 尾花正啓

介護保険事業者番号	事業者又は開設者の名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	指定年月日
30701 14735	ライフカンパニー 株式会社	ヘルパーステーションナチュレ 和歌山市北新金屋丁76-8	予防給付型訪問 サービス	令和6年3月 1日
30701 14727	日本商事株式会社	レッツ倶楽部紀州ふきあげ 和歌山市吹上2丁目3番37号 M・吹上1階	予防給付型通所 サービス	令和6年3月 1日

(令和6年3月15日揭示済)

和歌山市告示第97号

次に係る別紙の者は、その住所及び居所が明らかでないため、還付通知書の送達ができないので、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により告示する。

なお、送達すべき書類は、国保年金課において保管し、送達を受けるべき者の申出により交付する。

令和6年3月15日

和歌山市長 尾花正啓

- 1 送達書類の名称 令和5年度国民健康保険料の還付通知書
- 2 交付期限 告示日より7日を経過した日から2年
(別紙省略)

(令和6年3月15日揭示済)

和歌山市告示第98号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者の指定をしたので、同法第51条第1号の規定により次のとおり告示する。

令和6年3月15日

和歌山市長 尾花正啓

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	指定に係る種類	主たる対象とする障害種別	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日	指定の有効期限
3020123570	グループホーム スターシード	和歌山市狐島401番地7	共同生活援助	知的障害者、精神障害者	株式会社ガイア・ヴァジュラ	和歌山市狐島414番地23	令和6年3月1日	令和12年2月28日
3020123588	らな・ぼすと	和歌山市湊1763番地の2	共同生活援助	身体障害者、知的障害者、精神障害者	合同会社KSリンク	泉南市新家2892-1 ファミール南大阪214	令和6年3月1日	令和12年2月28日
3010124414	ケアステーション絆	和歌山市小倉129番地1	居宅介護、重度訪問介護	特定なし	株式会社絆	和歌山市小倉120番地5	令和6年3月1日	令和12年2月28日
3010124422	あんど	和歌山市栄谷741-7	生活介護	特定なし	株式会社わかまち	和歌山市井辺254-1	令和6年3月1日	令和12年2月28日

(令和6年3月15日揭示済)

和歌山市告示第99号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の指定障害児通所支援事業者を指定したので、同法第21条の5の25の規定により次のとおり告示する。

令和6年3月15日

和歌山市長 尾花正啓

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	指定に係る種類	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日	指定の有効期限
3050101314	primオープンモー	和歌山市新堀東2丁目4番44号	児童発達支援、放課後等デイサービス	株式会社VERITA	和歌山市新堀東2丁目4番44号	令和6年3月1日	令和12年2月28日

(令和6年3月15日揭示済)

和歌山市告示第100号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の指定自立支援医療機関を指定したので、同法第69条第1号の規定により次のとおり告示する。

令和6年3月15日

和歌山市長 尾花正啓

指定自立支援医療機関の名称	所在地	担当する医療の種類	指定年月日
アットホーム薬局	和歌山市和佐関戸2番地1	調剤	令和6年3月1日
訪問看護あすなろ	和歌山市榎原204番地10	訪問看護	令和6年3月1日

(令和6年3月15日揭示済)

【 公 告 】

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定に基づき公告する。

令和6年3月4日

和歌山市長 尾花正啓

開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
和歌山市南出島字若井田49番、50番1、50番3、50番4、51番5、52番1の一部、52番2の一部、水路、里道	和歌山市中之島1631番地 株式会社泰建 代表取締役 林 静男

(令和6年3月4日揭示済)

市有財産（土地及び建物付き土地）の売却について、次のとおり先着受付順売却を行うので、公告する。

令和6年3月11日

和歌山市長 尾花正啓

1 先着受付順により売却する物件

以下の土地及び建物付き土地を売却する。

物件番号	所在地番	地目又は構造	実測地積又は床面積 (㎡)	売却価格 (円)
1	和歌山市今福二丁目7番23	宅地	144.01	9,520,000

2 先着受付順売却の申込資格

申込みができる者は、日本国内に住民登録をしている個人及び日本国内で法人登録している法人とする。ただし、次の事項に該当する者は、入札に参加することができない。

- (1) 地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。）及び同法の規定による固定資産税を滞納している者
- (2) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の3第1項に規定する公有財産に関する事務に従事する本市職員
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に該当する者並びに同条第2項各号のいずれかに該当する者で、その事実があった後2年を経過しないもの及びそのものを代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者
- (5) 和歌山市が行う契約からの暴力団排除に関する合意書2に規定する排除措置の対象となる法人等である者

3 先着受付順売却募集案内を配布する場所及び期間

- (1) 場所 和歌山市七番丁23番地 和歌山市財政局財政部管財課
- (2) 期間 令和6年3月11日（月）から令和6年12月27日（金）までの休日等（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び日曜日、土曜日並びに12月29日から翌年の1月3

日までの日をいう。以下同じ）を除く午前9時から午後5時まで

4 先着受付順売却実施の期間及び申込場所

先着受付順売却に申し込もうとする者は、令和6年4月10日（水）から令和6年12月27日（金）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前9時から午後5時までに、所定の申込書により、和歌山市財政局財政部管財課で申込みをしなければならない。

なお、郵便、信書便又はファックスによる申込みはできない。

5 契約条項を示す期間及び場所

(1) 期間 令和6年3月11日（月）から令和6年12月27日（金）までの休日等を除く午前9時から午後5時まで

(2) 場所 和歌山市七番丁23番地 和歌山市財政局財政部管財課

6 申込みの無効

次の事項に該当するときは、その者の申込みを無効とする。

(1) 申込資格でない者が申し込んだときの申込み

(2) 市有財産先着受付順売却申込書の金額、氏名、印鑑又は重要な文字が誤脱し、又は不明な申込み

(3) 金額を訂正した市有財産先着受付順売却申込書による申込み

(4) 申込みに関し、担当職員の指示に従わなかった者の申込み

7 買受者の決定方法

(1) 有効な受付の先着順に書類審査を行い、買受者及び補欠者（3名まで）を決定する。

(2) 同日に複数の申込みがあったときは、後日、公開抽選を行い、買受者及び補欠者を決定する。

(3) 抽選実施日に出席しなかった者又は抽選実施時刻に遅刻した者は、棄権したものとみなし、抽選結果について異議を申し立てることはできない。

(4) 公開抽選に代理人が参加する場合は抽選に関する委任状を提出すること。

8 売買契約及び契約保証金

買受者は、市有財産売却決定通知書を受取った日から7日以内に、売買代金の100分の10以上の契約保証金を納付した上で、売買契約を締結しなければならない。ただし、売買契約締結期限延長に関する申請を行った者で、売買契約締結期限延長決定通知書の交付を受けたものは、決定を受けた期限までに、売買代金の100分の10以上の契約保証金を納付した上で、売買契約を締結しなければならない。

9 売買代金の納付

契約を締結した者は、当該契約に係る売買代金を契約締結の日から20日以内に一括で納付しなければならない。

10 その他

(1) 先着受付順売却に関する事務を担当する部局

和歌山市七番丁23番地

和歌山市財政局財政部管財課財産管理活用班

電話 073-435-1032（直通）

(2) 物件及び契約に関する事務を担当する部局

物件番号1 和歌山市都市建設局建築住宅部住宅第1課用地対策班

電話 073-435-1098（直通）

(3) 契約書作成の要否

必要である。

(4) 議会の議決

不要である。

（令和6年3月11日揭示済）

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第2項の道路の指定を次のとおり取り消したので、公告する。

令和6年3月13日

和歌山市長 尾花正啓

整理番号	指定の年月日	指定道路の位置	指定道路の幅員及び延長
250083-1	昭和46年4月1日	和歌山市神前23番の内	幅員 4.0m 延長 39.0m

(令和6年3月13日揭示済)

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第2項の道路の指定を次のとおり変更したので、公告する。

令和6年3月13日

和歌山市長 尾花正啓

整理番号	指定の年月日	新旧	指定道路の位置	指定道路の幅員及び延長
250083-2	昭和46年4月1日	新	和歌山市神前25番の内、32番1の内、32番4の内、32番6の内、35番6の内、37番1の内	幅員 4.0m 延長 51.7m
		旧	和歌山市神前23番の内、32番1の内、32番4の内、32番6の内、35番6の内、37番1の内	幅員 4.0m 延長 74.0m

(令和6年3月13日揭示済)

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第4号による道路の位置を次のとおり指定する。

令和6年3月14日

和歌山市長 尾花正啓

指定年月日 指定番号	道路名	道路の位置	道路の延長及び幅員
令和6年3月12日第128号	一般国道 42線	和歌山市和歌浦東4丁目660番35から和歌山市和歌浦西1丁目368番2まで	延長 770m 幅員 23.60m～54.50m 総延長 770m

(令和6年3月14日揭示済)

【 選挙管理委員会告示 】

和歌山市選挙管理委員会告示第8号

和歌山市選挙管理委員会を次のとおり招集する。

令和6年3月11日

和歌山市選挙管理委員会
委員長 宮原秀明

- 1 日時 令和6年3月15日（金）午前10時00分
- 2 場所 和歌山市西汀丁36番地
和歌山商工会議所1階選挙管理委員会室
- 3 案件
 - (1) 選挙人名簿から抹消するについて
 - (2) 在外選挙人名簿に登録するについて
 - (3) 在外選挙人名簿から抹消するについて

(令和6年3月11日揭示済)

【 教育委員会規則 】

和歌山市民図書館条例施行規則及び和歌山市コミュニティセンター条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和6年3月8日

和歌山市教育委員会
教育長 阿形博司

和歌山市教育委員会規則第1号

和歌山市民図書館条例施行規則及び和歌山市コミュニティセンター条例施行規則の一部を改正する規則
(和歌山市民図書館条例施行規則の一部改正)

第1条 和歌山市民図書館条例施行規則（昭和56年教育委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「を受け、又は利用者登録兼利用機能登録申込書（別記様式第5号）に必要事項を記載して、館長に提出し、教育委員会（以下「委員会」という。）が認めるカードに利用券機能の登録」を削り、同条第2項中「又は委員会が認めるカードに利用券機能の登録」を削り、同条第3項中「（マイキープラットフォーム（同項に規定する個人番号カードを様々なサービスを呼び出す共通ツールとして利用するための情報基盤をいう。）にマイキーIDが登録されているものに限る。以下「マイナンバーカード」という。）」を「（以下「マイナンバーカード」という。）及びその他教育委員会（以下「委員会」という。）が認めるカード（以下「マイナンバーカード等」と総称する。）」に、「マイナンバーカードによる利用機能登録申込書（別記様式第6号）」を「利用機能登録申込書（別記様式第5号）」に改め、同条第4項中「マイナンバーカード」を「マイナンバーカード等」に改め、同条第5項第1号中「又は利用券機能登録を受けたカード」を削り、同項第3号中「マイナンバーカード」を「マイナンバーカード等」に改め、同項に次の1号を加える。

（4）その他利用券に準ずると委員会が認めるもの

第8条中「及び前条第1項に規定する利用券機能登録」を削る。

第9条第1項中「又は委員会が認めるカードに利用券機能の登録」及び「又は利用者登録兼利用機能登録申込書」を削り、同条第2項中「又は第7条第1項の規定により利用券機能登録を受けたカード」を削る。

別記様式第5号を削る。

別記様式第6号を次のように改める。

別記様式第5号(第7条関係)

利用機能登録申込書

次のとおり、マイナンバーカード等に図書館及びコミュニティセンター図書室の利用券として使用できる機能を登録することを申し込みます。

申 込 年 月 日	年 月 日
利用券に記載されている登録番号	
氏 名	
登録を行うカードの種類	

注意事項

- 1 利用機能登録するカード及び利用券を提出してください。
- 2 ※印欄は、記入しないでください。

※ 受付日時	
※ 受付場所	
※ 担当者名	

別記様式第6号を別記様式第5号とする。

（和歌山市コミュニティセンター条例施行規則の一部改正）

第2条 和歌山市コミュニティセンター条例施行規則（平成3年教育委員会規則第21号）の一部を次のように改正する。

第8条第4項中「（マイキープラットフォーム（同項に規定する個人番号カードを様々なサービスを呼び出す共通ツールとして利用するための情報基盤をいう。）にマイキーIDが登録されているものに限る。以下「マイナンバーカード」という。）」を「（以下「マイナンバーカード」という。）及びその他委員会が認めるカード（以下「マイナンバーカード等」と総称する。）」に、「マイナンバーカードによる利用機能登録申込書」を「利用機能登録申込書」に改め、同条第5項中「マイナンバーカード」を「マイナンバーカード等」に改め、同条第6項第2号中「又は利用券機能登録を受けたカード」を削り、同項第3号中「マイナンバーカード」を「マイナンバーカード等」に改め、同項に次の1号を加える。

（4）その他利用券に準ずると委員会が認めるもの

別記様式第13号を次のように改める。

別記様式第13号(第8条関係)

利用機能登録申込書

次のとおり、マイナンバーカード等にコミュニティセンター図書室及び図書館の利用券として使用できる機能を登録することを申し込みます。

申 込 年 月 日	年 月 日
利用券に記載されている登録番号	
氏 名	
登録を行うカードの種類	

注意事項

- 1 利用機能登録するカード及び利用券を提出してください。
- 2 ※印欄は、記入しないでください。

※ 受付日時	
※ 受付場所	
※ 担当者名	

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和6年3月28日から施行する。
(第1条の規定の施行に伴う経過措置)
- 2 この規則の施行の際、現に存するこの規則による改正前の利用券機能登録を受けたカードは、当分の間、本人確認書類を確認後、第7条第1項の規定により交付された利用券として使用することができる。
(第2条の規定の施行に伴う経過措置)
- 3 この規則の施行の際、現に存するこの規則による改正前の和歌山市コミュニティセンター条例施行規則第8条第6項第2号の規定する利用券機能登録を受けたカードは、当分の間、本人確認書類の確認後、利用券として使用することができる。

(令和6年3月8日揭示済)

【 教育委員会告示 】

和歌山市教育委員会告示第4号

和歌山市教育委員会定例会を次のとおり開催することとし、招集したので告示する。

令和6年3月4日

和歌山市教育委員会
教育長 阿形博司

- 1 日時 令和6年3月7日（木） 午後6時から
- 2 場所 和歌山市七番丁23番地
和歌山市役所11階 教育委員室
- 3 事案
 - (1) 第3次和歌山市教育振興基本計画（案）について
 - (2) 和歌山市立和歌山高等学校の教員の給与について
 - (3) 令和5年度末退職校長に対する感謝状授与について
 - (4) 2024年度和歌山市学校教育指針について
 - (5) 和歌山市社会福祉審議会委員の推薦について
 - (6) 和歌山市民図書館運営審議会委員の任命について
 - (7) 和歌山市民図書館条例施行規則及び和歌山市コミュニティセンター条例施行規則の一部改正について
 - (8) 令和6年度教科書採択に係る基本方針について
 - (9) 人事案件について
 - (10) その他

(令和6年3月4日揭示済)

【 農業委員会公告 】

和歌山市農業委員会総会を次のとおり招集する。

令和6年3月6日

和歌山市農業委員会
会長 谷河績

- 1 開催日時
令和6年3月11日 13時00分
- 2 開催場所

和歌山市農業委員会事務局 会議室

3 審議案件

- (1) 市民農園の開設の認定について
- (2) 農地法第3条の規定による許可申請について
- (3) 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について
- (4) 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について
- (5) 農用地利用集積計画について
- (6) 非農地通知について

(令和6年3月6日揭示済)

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条第1項の規定に基づき、同法による改正前の農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「旧法」という。）第18条第1項の農用地利用集積計画を定めたので、旧法第19条の規定により公告する。

なお、当該農用地利用集積計画を和歌山市農業委員会事務局において縦覧に供する。

令和6年3月11日

和歌山市農業委員会
会長 谷河 績
(令和6年3月11日揭示済)

【 企 業 局 告 示 】

和歌山市企業局告示第6号

水道法（昭和32年法律第177号）第25条の3の2の規定により和歌山市企業局指定給水装置工事事業者として指定の更新がされた者を、和歌山市水道事業給水条例施行規程（平成10年水道局規程第2号）第27条第2号の規定により告示する。

令和6年3月8日

和歌山市公営企業管理者 瀬崎 典 男

事業者	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	登録番号
大阪府泉佐野市上瓦屋820番地の11 マツシタ設備 代表者 松下直樹	マツシタ設備	大阪府泉佐野市上瓦屋820番地の11	平成28年11月29日	第570号
和歌山県紀の川市桃山町神田126番地2 株式会社仁井田電機 代表取締役 仁井田晋二	株式会社仁井田電機	和歌山県紀の川市桃山町神田126番地2	平成29年5月9日	第573号
和歌山県海南市大野中437番地6 太田工業 代表者 太田殖美	太田工業	和歌山市木ノ本783番地2	平成28年1月20日	第553号
大阪府泉南市新家857番地2 泉南設備工業株式会社 代表取締役 田中良和	泉南設備工業株式会社	大阪府泉南市新家1737番地	平成28年1月8日	第552号
大阪府豊中市庄内栄町4丁目5番7号 株式会社アクアサービス 代表取締役 多田健史	株式会社アクアサービス	大阪府豊中市庄内栄町4丁目5番7号	平成28年3月7日	第556号
和歌山県伊都郡かつらぎ町妙寺126-36	中谷電気	和歌山県伊都郡	平成28	第571号

中谷電気工事株式会社 代表取締役 中谷啓二	工事株式 会社	かつらぎ町妙寺 126-36	年11月 29日	
--------------------------	------------	-------------------	-------------	--

(令和6年3月8日揭示済)

【 消 防 局 訓 令 】

消防局訓令第2号

和歌山市消防局警防規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和6年3月15日

和歌山市消防局長 吉野 楠 哉

和歌山市消防局警防規程の一部を改正する規程

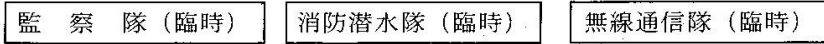
和歌山市消防局警防規程（昭和62年消防局訓令第1号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第16条、第17条関係）

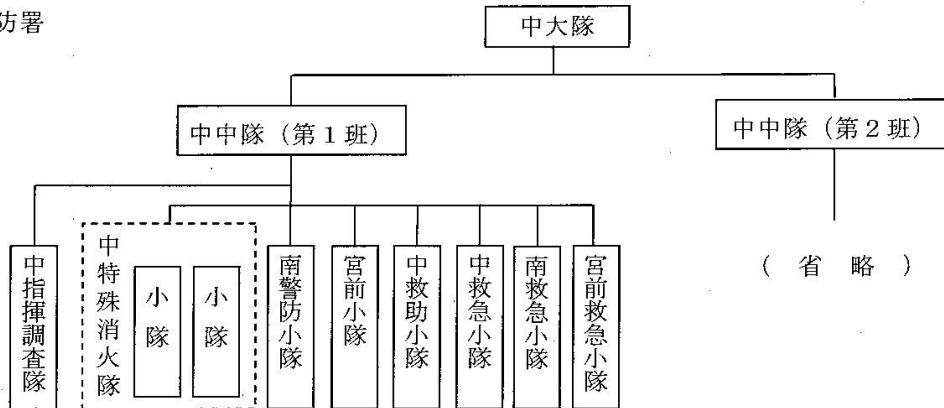
消防部隊の通常編成

【消防局の消防隊】



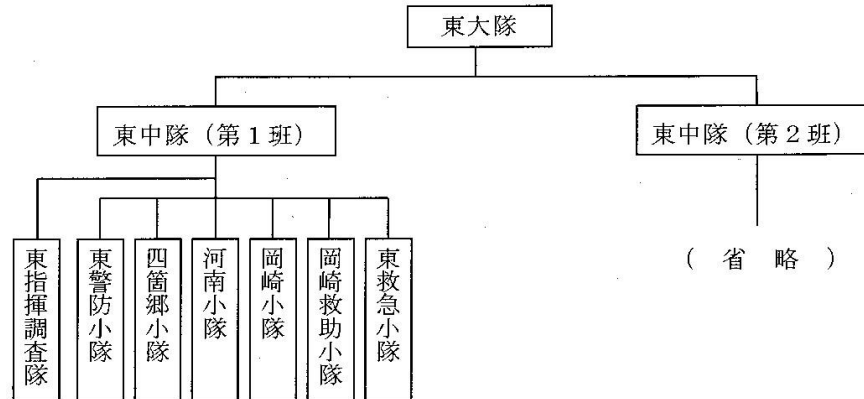
【消防署の消防隊】

中消防署

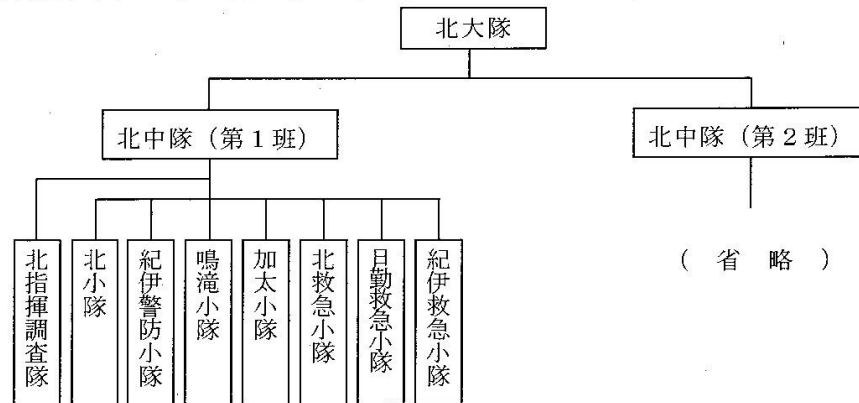


※中特殊消火隊を編成する各小隊の名称は、運用する車両の種類に応じて呼称する。

東消防署



北消防署



※この表において、警防第1班及び救急救助第1班を第1班、警防第2班及び救急救助第2班を第2班とする。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。